

おはようございます。

今定例会議もどうぞよろしく申し上げます。

2月定例会議の開会にあたりまして、所信を述べさせていただく前に、

福島県沖で発生いたしました地震について申し上げます。

皆様もご承知のとおり、13日深夜、宮城県・福島県を中心に最大震度6強の地震が発生し、この地震により多くの被害が確認されております。今回の地震災害により負傷された方々に、心よりお見舞いを申し上げます、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

県内には、琵琶湖西岸断層帯をはじめとする多数の断層帯が存在し、いつ、どこでも大規模な地震が発生する恐れがあるとともに、南海トラフ巨大地震の影響も危惧されるところです。

東日本大震災から10年という節目に、「県民の生命と財産を守る」という県に課された最も重要な使命を意識しながら、防災・減災対策にしっかり取り組むという決意を新たにしたところです。

最初に、新型コロナウイルス感染症の現在の状況等について申し上げます。

去る1月7日に1都3県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に

基づく緊急事態宣言が出され、1月13日には京都府・大阪府・岐阜県など近隣府県を含め、11都府県に対象が拡大されました。

現在、一部の地域を除いて3月7日まで、宣言が継続されているところです。

本県では、1月に月ごとの最多となる948名の陽性者が確認され、医療提供体制についても、一時期、病床の占有率が90%を上回るなど、非常事態と言うべき状況となりました。

2月に入り、この間の県民、事業者の皆様感染症対策に対するご努力、ご協力により陽性者数は減少傾向にあり、また、医療機関の皆様のご協力を得て、さらなる病床を確保できてありますほか、2月1日には3ヶ所目の宿泊療養施設を開設したこともあり、一時期の非常事態からは脱することができたと考えております。

現時点では「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージについては、「警戒ステージ（ステージ ）」にございますが、

最も重視をしている重症者用病床の占有率がステージ の状況であること、また、人口10万人あたりの新規報告者数の動向など感染状況を測る指標も減少傾向にあること、

が一定期間継続していることから、「注意ステージ（ステージ ）」への移行に向けて、最終的な確認、調整を行っているところです。

引き続き、「家庭で気をつけていただきたい4つのポイント+1」など、県民の皆様に、注意すべき場面を具体的に示しながら、感染拡大防止についての注意喚起を行っていくとともに、今後、感染が急激に拡大した場合などに備え、万全を期してまいりますとともに、後ほど述べます「ワクチン接種」体制の構築に向けて、市町や関係機関との

調整を鋭意進めてまいります。

それでは、新しい年度に向けました県政運営方針について申し述べますとともに、本日提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

私は、1年前の提案説明において、令和2年度は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や、「スカーレット」、「麒麟がくる」などの放送を通じて、多くの人に、この滋賀の地を知ってもらう、滋賀に来てもらう、万載一隅のチャンス的一年であると申し上げました。

しかしながら、コロナ禍の影響により状況は大きく変わり、振り返ってみれば、令和2年度はコロナと対峙する一年となっております。

世界的なコロナの拡大は、医療現場や経済活動への影響だけでなく、新たな生活様式や価値観の広がり、自然環境に対する意識の高まりなど、多方面に影響し、様々な変化をもたらしました。

本県においても多くの感染者を確認し、いのちや健康が危機にさらされる中で、ひとの「いのち」を守り、
“次の世代”とともに生きる滋賀をつくっていくことの重要性を再認識いたしました。

また、私は、明治時代以降つくりあげてきた価値観やシステム、仕組みは、これまで我々に一定の豊かさを与えてくれたものの、グローバル経済への過信や感染症対策の不十分さ、さらには東京をはじめとする都市への一極集中など様々な課題が、コロナ禍においてより一層、顕在化したと考えております。

これからの社会を形成していくうえで、これらの課題を克服することが重要ではないか、また、これまでの価値観や仕組みなどを見直す時期に来ているのではないかと考えており、このことを、まさに「卒近代」という表現で世の中に問題提起し始めているところです。

さらに、近年、豪雨、洪水、台風、猛暑など、自然災害や異常気象が多発する中で、今年はようやく確認されたものの、琵琶湖の全層循環が昨年、一昨年と2年連続で確認できない状態が続いたことは、まさしく琵琶湖からの警鐘であり、次世代のためにも、自然環境とも真摯に向き合わなければならないと考えております。

コロナに対応するにあたり、県民の皆様のご意見や医療従事者の方々の状況を伺うなかで、打つべき対策を模索するとともに、国内外の有識者との意見交換や、次の時代を担う若手職員とも対話を重ねてまいりました。

その中で、これまで当たり前だと思っていた“つながり”が分断され、これまで以上に、人とひと、人と社会、人と自然のつながりの大切さを、今を生きる私たちのみならず、未来を生きる子どもたちの“いのち”と“くらし”を思いやることの重要性を、そして、健康長寿や自然に恵まれた暮らし、環境意識の高い県民性などの滋賀の強みを、改めて気づかされたところです。

今回のコロナ危機は時代の転換点であり、これまで進めることができなかった取組や改革を実行する転機として捉え、未知の感染症に限らず、甚大な災害をもたらす気候変動への対応など、今まさに直面する課題に対して、我々が持続可能な社会を実現することができる、転換点にいる世代であることを自覚し、これらの危機の解決に向け一歩を踏み出す必要があると考えております。

基本構想で描いております、「未来へと幸せが続く滋賀」の実現を目指し、自省をともなう利他の「こころ」、三方よし、環境と調和した暮らしぶりなど、先人が大切にしてきた知恵や思いをしっかりと受け継ぎ、「より良き自治」を追求し、すべてのひとの“いのち”が等しく守られる本当の意味での「健康しが」をつくるため、みんなで勇気をもって「未来を変える一歩」を踏み出す年にしたいと思っております。

以下、具体的な説明に入らせていただきます。

まず、令和3年度当初予算案でございます。

来年度の地方財政計画におきましては、地方税が6.5%の減少となる中で、それを補う形で地方交付税等が増加し、地方一般財源の総額が確保されたところです。

本県におきましても、県税の大幅な減収が見込まれますものの、地方交付税やその振替である臨時財政対策債の増を見込んだ結果、歳入の一般財源総額は、前年度から増加し、3,459億円余となりました。

一方、社会保障関係経費をはじめとする義務的な経費の増加などに対応するため、財源不足額は、前年度より15億円多い120億円と見込まれることから、財源調整的な基金を63億円取り崩すとともに、財源対策的な県債を57億円発行し、収支均衡を図ることとし、一般会計当初予算案の総額を6,669億8千万円、前年度に比べ964億8千万円、率にして16.9%の増としたところでございます。

主な歳入について申し上げます。

まず、県税でございますが、総額は1,617億円で、前年度に比べ108億円、率にして6.3%の減となっております。

このうち、個人県民税については、給与所得者に係る納税義務者数および一人当たり給与所得額の減少が見込まれますことから、前年度に比べ 31 億 9,860 万円、率にして 5.6% の減収を見込んでおります。

また、法人二税については、コロナ禍の影響により、多くの企業で業績の悪化が見込まれますことから、前年度に比べ 73 億 6,850 万円、率にして 15.0% の減収を見込んでおります。

法人二税の減収を見込むのは、2 年連続となりますが、今後、コロナ禍の影響など、企業業績の更なる下振れリスクも懸念されることから、引き続き、その動向を注視する必要があると考えております。

地方交付税については、地方財政計画の状況等を踏まえ、前年度に比べ 50 億円、率にして 4.3% 増となる 1,220 億円を計上したほか、県債については、前年度に比べ 155 億 990 万円、率にして 19.6% 増の 945 億 7,160 万円を計上しております。

次に、令和 3 年度当初予算案に計上いたしました主な施策について、申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

令和 2 年度に引き続き、様々な施策を講じることにより、県民の皆様の安心につなげてまいります。

ここでは、3 つの柱に沿って申し上げます。

初めに、「今こそ、お互いを尊重し、助け合う」という項目でございます。

コロナ禍の影響もあり、心に悩みを抱えている人が増えています。本県におきましても前年と比べ、自殺者が増加しており、とりわけ女性にその傾向が顕著であるという事態を重く受けとめております。

このため、大切な命を自ら絶ってしまわれることがないように、電話相談や対面相談を引き続き拡充して実施するとともに、新たにSNSを活用した相談窓口を設け、これまで電話や対面では相談につながりにくかった方にも対応し、こころに悩みを抱えた方をしっかり受け止め、孤立させない体制を作るとともに、これらの相談窓口についても引き続き周知を図ってまいります。

また、感染者等に対しては、こころのケアチームによる相談体制の強化を図るとともに、差別や誹謗・中傷などの人権侵害を受けた方に対しては、引き続き「新型コロナ人権相談ほっとライン」を設置して、相談者に寄り添った対応を図ってまいります。

次に、「感染防止対策と医療提供体制の充実・強化」の面では、

まず、感染拡大防止を図ることが期待されるワクチンについて、県民の皆様への円滑な接種を実施するため、現在、市町と連携した接種体制の構築に向けた取り組みを進めており、医療従事者を最優先とし、次に高齢者や基礎疾患のある方、それ以外の方に対しても順次着実に接種を行えるよう、医療機関、関係団体の協力も得ながら取り組んでまいります。

また、医療提供体制については、24時間対応の相談窓口や検査センターの設置、検査体制を強化した衛生科学センターでのPCR検査等により、引き続き必要な相談・検査体制を確保するとともに、患者発生時に24時間365日対応するため、「滋賀県COVID-19災害コントロールセンター」による、空床状況等の一元管理のもと、災害医

療コーディネーターである医師や看護師等が患者の重症度や生活環境等を勘案して迅速かつ適切な入院調整および搬送調整を県全体で円滑に行ってまいります。

併せて、患者を受け入れる入院病床等については、高齢者など重症化リスクのある患者に、適時・適切な入院医療を提供できるよう、受け入れ医療機関に対する空床確保のための支援などにより、必要となる病床をしっかりと確保するとともに、重症化リスクの低い患者については、安心して宿泊療養できる施設を安定的に確保・運用することで、限られた医療資源を最大限に活用した医療提供体制を構築してまいります。

また、新たな感染症の流行なども想定し、事前に備えておく必要があることから、感染症対策の中核を担い、高度化する課題に機動的な対応が求められる衛生科学センターの機能強化に向けて、老朽化の進行が著しい施設の建替えを前提としたセンターのあり方を検討してまいります。

同時に感染症対策の技術的支援を行うための専門人材の育成に取り組むとともに、感染症対策業務の最前線である保健所については、保健師の増員を図るなど体制を強化してまいります。

また、感染症拡大に係る健康危機事案に一層迅速かつ的確に対応するため、感染症対策課を設置するとともに、情報の一元管理と対策の総合的な企画・調整を行うため、防災危機管理局に危機管理室を設置するなど、体制の強化を図ってまいります。

次に、「経済・雇用・生活支援対策」についてです。

感染症対策を行うと同時に、経済・雇用・生活支援対策も両輪の施

策として実施していくことが大変重要であると考えております。

このため、令和2年度には、中小企業等の事業継続を後押しするため、制度融資の拡充等を行ったところですが、来年度においても、引き続き、しっかりと資金繰り等の支援を行ってまいります。

併せて、新しい生活・産業様式の定着に向けて、幅広い業種の中小企業者等に対しまして、販路開拓、人材育成、働き方改革、デジタルトランスフォーメーションの推進など、コロナ禍における経営力強化につながる取組への支援を行ってまいります。

また、地場産業への支援や県産品の販売促進、特にダメージの大きい観光等の振興などを実施するとともに、県内の文化・スポーツ活動についても支援を行ってまいります。

雇用面については、有効求人倍率が1を割る厳しい状況が続く中、雇用対策の強化が必要であると考えており、今年度に引き続き、「守る」「つなぐ」「創る」取組をさらに進めることとし、緊急的な雇用創出や離職者の雇い入れへの助成のほか、雇成型職業訓練などの実施を通して、県と民間合わせて、約800人の雇用を生み出してまいります。

また、今回のコロナ禍においては、女性の雇用に大きな影響が生じているため、滋賀マザーズジョブステーションを中心に、個別相談や職業紹介、保育情報の提供等をワンストップで実施するとともに、合同面接会の開催や、在宅ワークの紹介など様々なニーズに応じた仕事とのマッチングを支援することにより、女性の経済的な安定を実現してまいります。

この他、生活困窮者への必要な情報提供、相談体制の継続等、妊産

婦、高齢者、障害者、外国人県民等、支援を必要とする方々に寄り沿った対策も推進してまいります。

また、今回のコロナ対策を実施していく中で、県民の皆様に対する広報の大切さ、重要性について改めて認識をいたしました。

このため、これまでの経験も踏まえ、情報が届きにくい方も含め、正確な情報を迅速かつ確実に県民の皆様へ提供することができるよう、目的に応じた新たな手法も活用しながらより迅速かつ効果的な広報に努めてまいります。

なお、喫緊の課題として、コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言の延長により、特に飲食や飲食関連事業に大きな影響が出ていることから、売上確保のために実施する取組に対する緊急的な支援を検討しているところであり、今定例会議中に追加提案できるよう、早急に準備を進めてまいります。

以上、主なコロナ対策について申し上げましたが、来年度は、コロナ対策に万全を期しつつ、次の時代を見据えながら、特に、「ひとの未来」、「社会経済の未来」、「自然の未来」の3つの未来を展望し、その未来を確かなものとしていくため、重点的に取り組んでまいります。

まず、一つ目の、「ひとの未来」、いのちとくらし、人権の保障について申し上げます。

ここでは、「健康しがの推進」「くらしを守る地域づくり」「生きづらさを抱える人の支援」という3つの柱に沿って申し上げます。

まず、「健康しがの推進」であります。

コロナ禍を契機とした「新たな日常」は、改めて健康に関する意識を呼び覚まし、運動や食生活などへの関心を高め、密にならずに楽しめる自然に恵まれた暮らしの大切さを再認識した人も多いのではないかと考えております。

こうした関心の高まりを好機と捉え、来年度は一人ひとりの行動変容を促すとともに、滋賀ならではの魅力に触れながら、楽しみつつ、おのずと健康的に過ごすことのできる環境を整えてまいります。

具体的には、企業や大学、地域団体等、多様な主体が連携する「健康しが」共創会議を通して、新たな活動の創出や事業化に対する助成、専門家等による助言など、健康づくりのための総合的な支援の仕組みを構築してまいります。

また、健康的な生活習慣を身につけるきっかけづくりとして、本県の自然等の観光資源と食や運動の体験の要素を組み合わせたツーリズムを提供するとともに、健康に関してこれまで蓄積したデータを分析・活用することにより、さらに効果的に施策を展開してまいります。

加えて、各市町の地域診断や地域課題の分析、課題解決のための施策構築などの支援を強化することで、認知症やフレイル対策を含め、住民主体による介護予防の取組を推進し、高齢者が元気で生き生きとした生活を継続していくための環境整備を強化してまいります。

さらに、「くらし」の面においては、多様な働き方を支える取組が重要となります。

このため、急速に拡大するテレワークについて、大企業に比べて導入が遅れている中小企業等に対して、経済団体や業界団体と連携した

導入支援を行ってまいります。

また、新たに「滋賀県雇用シェアサポートセンター」を開設し、業務量の減少により従業員の雇用維持が困難になっていらっしゃる事業者と、従来から人手不足が続いている事業者間の、分野を横断した雇用シェアおよび移籍を総合的に支援するなど、「失業なき労働移動」を支援する仕組みづくりを進めてまいります。

加えて、「健康しが」の推進には、「からだところ」を健康にする、スポーツや文化の振興も重要な要素であると考えます。

本県では、現在、第3次滋賀県文化振興基本方針の策定を進めており、「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」を基本目標に、「場をつくる」「人を育む」「地域や社会に活かす」の3つの柱の下、施策を展開し、本県のさらなる文化の振興に努めることとしております。

中でも、滋賀の美の魅力発信については、来年度から新たな取組を展開してまいります。

6月27日に約4年ぶりに美術館が再開館するにあたり、時代や傾向を限定することになる「近代」を館名から外し、多様性をより深く感じられる場として、新たな一步を踏み出すため、今定例会議に名称変更の条例案を提案しております。

再開館後は、美の発信に関するプラットフォームを設け、他の県立施設や民間の美術館等とも連携を深めながら、「美の魅力にあふれる滋賀をみんなの美術館に」の具現化に向けた取り組みを進めたいと考えております。

「かわる、かかわる」ミュージアムというコンセプトのもと、創造～Creation、問いかけ～Ask、地域～Local、学び～Learningの4つを軸に、それらの頭文字から成るCALLと称するミッションステートメント（使命と行動指針）を掲げながら、これまでの枠組みを超えた事業展開に取り組んでまいります。

また、地域の文化財のサポート機能や文化観光の拠点となる機能を備えた「近江の文化財」の保存・活用の中核拠点となる（仮称）新・琵琶湖文化館については、浜大津地区において、令和9年度の開館を目指して整備を進めてまいります。

スポーツの面では、長きにわたり県民に親しまれてきた「びわ湖毎日マラソン」が、今年28日の第76回大会をもって、本県での開催に幕を降ろすこととなりました。

そのレガシーを次代に引き継いでいくため、今後は、新たな市民マラソン大会の開催を指向し、滋賀らしさを感じられるコース設定や滋賀ならではのおもてなしにより、性別や障害の有無にかかわらず、誰もが楽しんでいただける大会とすることで、スポーツを通じた地域の活性化につなげてまいります。

さらに、延期となった第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会については、成功に向けて着実に準備を進めるとともに、同じく延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西についても関係機関としっかりと連携し、大会全体の盛り上げにつなげてまいります。

コロナ禍を乗り越え、新しい生活様式に対応した文化やスポーツを振興することにより、県民の皆様的心と体、そして地域が元気になるよう、「健康しが」の取り組みを推進してまいります。

次に、「暮らしを守る地域づくり」について申し上げます。

大規模災害が相次ぐ近年において、今年度も、令和2年7月豪雨により、九州、中部、東北地方を中心に広い範囲で大規模な浸水や土砂崩落等の被害が発生しております。いつ起こるか分からない自然災害から、県民の皆様の生命と財産を守り、安全・安心を確保できるよう、引き続き、力を注いでまいります。

国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」等の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとしています。

本県におきましても、「大規模自然災害への対策」として、治水、土砂災害防止、ため池等の事前防災対策に加え、災害からの迅速な復旧・復興を可能とする平常時・災害時を問わない安全・円滑な道路ネットワークを構築するため、ダブルネットワーク化や四車線化等を進めてまいります。

加えて、高度成長期以降に整備された多くのインフラが老朽化する中、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現するため、早期に対策が必要な修繕を集中的に実施し、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換」を図り、施設の長寿命化に着実に取り組んでまいります。

とりわけ、本県農業を支える農業水利施設については、農家の皆様安心して営農できるよう、さらに重点的に長寿命化対策に取り組んでまいります。

また、山地においては、水源涵養効果を維持するとともに、災害対策として、治山ダムや山腹工など必要となるインフラ施設の整備を着実に推進してまいります。

さらに、コロナ禍においては、避難所での感染症対策に万全を期すことは、大変重要であることから、あらゆる立場の方を地域を担う避難所運営のリーダーとして養成し、感染症対策を踏まえた避難所運営を適切に実施できる人員を確保できるよう市町を支援してまいります。

また、地域公共交通についても、くらしを守る重要な社会基盤であると考えております。

人口減少・少子高齢化に加え、コロナ禍による利用者の減少により、現状のままではその維持確保が困難であり、県民の移動を確保し、健康寿命の延伸にもつながる持続可能な仕組みをどのように構築していくのが課題となっております。

このため、地域の特性に応じた効率的な移動手段のあり方に加え、利用者の行動変容や健康への影響の把握が必要であり、路線バスやデマンドタクシー、福祉制度による輸送等、多様な手段を組み合わせた移動手段確保の方策の検討などを進めてまいります。

また、近江鉄道線の活性化・再生については、令和6年度の上下分離方式の移行に向けて、沿線地域の機運醸成を図るとともに、新たな運営体制の構築に向けた協議・調整、調査・検討を行ってまいります。

こうした内容を地域で作成される公共交通計画に反映していくことにより、現在、基本方針の策定に向けて調整している都市計画やまち

づくりとも整合をとり、地域特性を踏まえた交通ネットワークの維持確保を図ってまいります。

併せて、交通安全対策についても、暮らしを守る重要な施策であります。道路標示や施設の整備等により道路空間の安全確保を積極的に進めるとともに、事故発生状況の発信や交通ボランティア等による見守り活動への支援などを通じ、子どもをはじめとする交通弱者の死亡事故防止に、引き続き、しっかり取り組んでまいります。

次に、「生きづらさを抱える人への支援」についてです。

多様な人々が支え合い、知恵や力を出し合うことにより、社会の活性化や新たな価値の創造に取り組むとともに、すべての人の人権と個性を尊重し合う、共生社会づくりが重要であります。

このため、市町が取り組む、地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制の整備についてしっかりとサポートするとともに、支援を必要とする方が必要な支援を利用できる環境づくりを推進してまいります。

このほか、治療により外見変化が生じたがん患者に対する支援や、障害者の権利擁護を推進するための相談窓口の設置、施設従事者の虐待防止のための取組などを進めてまいります。

加えて、不登校やひきこもり対策など「こころ」に悩みを抱える人への対応が求められています。

このため、今年度ひきこもり支援センターに設置した専門家チームによる、複合的な悩みを抱える当事者や家族に対する専門的助言や、県立学校における不登校やひきこもり状態にある児童生徒等への支援を行うための県と市町の協定締結など、福祉や教育の枠を超えた支援

の充実を図ってまいります。

そして、自殺予防対策の強化と合わせ、悩んでおられる方に寄り沿うことで、特に「こころの健康」へのケアをこれまで以上に強化し、「身体の健康」だけでなく、「こころの健康」でも日本一を目指してまいりますと考えております。

重視する未来の二つ目は、「社会経済の未来」、次世代のための施策、特に未来への投資です。

ここでは、「子育て世代への応援」「生きる力の育成」「自然が許す限りのつくる力の再強化」の3つの柱に沿って申し上げます。

まず、1つ目の「子育て世代への応援」です。

子どもが安心・安全な環境で健やかに生まれ育つためには、結婚から始まり、出産、子育てに至るまで、切れ目ない支援が必要となります。

このため、結婚支援として、引き続き、広域的な出会いの場を創出するほか、企業への理解・参画を促すなど、結婚をしたい人の希望をかなえられる環境づくりと社会全体で応援する機運醸成を推進してまいります。

出産支援としては、子どもを産む夫婦が安心して不妊・不育治療を受けられるよう、経済的負担の軽減を図るほか、支援する体制づくりを進めるとともに、企業の理解を促進することで、子どもを産み育てたいと願うすべての人の思いが叶うよう取り組んでまいります。

また、滋賀で生まれてくれた子どもやその家族に対して祝意や感謝を伝え、社会全体で出産・子育てを応援しているというメッセージを

届ける中で、子育て支援のニーズ等の把握や産後うつ予防啓発などにより、必要な支援につなげてまいります。

子育て支援としては、喫緊の課題である、保育現場における人材不足に対して、引き続き「保育人材の確保」と「保育の質の向上」の両面から取組を進め、必要とするすべての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を整えてまいります。

また、昨年10月には、約3万2千件もの子どもや保護者等から集めた声を基に、子どもたちがコロナを正しく理解し、生き生きと過ごせるように、子どもの笑顔を増やすための行動様式として「すまいる・あくしょん」を策定しました。

この中で掲げた未来に繋がる7つの行動指標により、様々な取組が広がるよう、専用ウェブサイトを活用して、企業や地域での取組を紹介するなど、情報の集約と発信を行うとともに、積極的に啓発を行い、普及に努めてまいります。

次に、「生きる力の育成」についてです。

子どもたちが生涯を通じて、自ら学び課題を解決する姿勢を身に付けることは生きる力を育成する上で大変重要です。

本県では、独自の取組として、「読み解く力」の育成に取り組んできたところですが、コロナ等により一層先行きが不透明となる中で、子どもたちが答えのない問いに立ち向かい、社会で生きていくためには、この「読み解く力」が、ますます重要になってまいります。

このため、来年度は、GIGAスクール構想により整備される1人1台端末などICT環境を効果的に活用し、「個別最適な学び」、「協働

的な学び」、さらには「探究的な学び」を深めていくことで、学びの質を高め、子どもたちの「読み解く力」の向上に一層取り組んでまいります。

加えて、Society 5.0に対応し、一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育の実現を目指した新たな取組として、高等学校における探究型の学習プログラムの開発に取り組んでまいります。

また、コロナの拡大の中にあって、子どもを含めたすべての県民の「知りたい」「学びたい」という思いに応えていくため、これまでに培ってきた県内図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークや、ICTの活用により、新しい生活様式に対応した図書館サービスの充実を図ってまいります。

さらに、生きる力の育成では、若者への応援も重要な施策であると考えております。

本県は、日本でも有数の工業県であり、オンリーワンの技術を持つ中小企業や、グローバル企業が集積しています。優秀な技術者が育ち活躍することは、本県の産業競争力を維持向上させるためにも極めて重要です。

同時に、昨今の産業構造の変化、特にデジタル化の急速な進展の中で、技術者を志す若者の夢の実現に向けた学びの選択肢を新たに拡げるとともに、今後の滋賀の産業を担う「人の力」を伸ばしていきたいと考えています。

これらを踏まえ、本県における技術者の育成と活躍、また、産業のさらなる活性化と新たな産業の創出のために、滋賀初となる高等専門

学校の設置に向けて検討を行ってまいります。

併せて、産業教育において、技術革新の進展やDXを見据え、最先端のデジタル化に対応した機器を整備することや、児童生徒数の増加による教室不足への喫緊の対応として草津養護学校に新棟を建設するなど、教育環境の整備を進めてまいります。

また、子どもたちが社会の一員として、主体的に参画する力を伸ばしていくため、新たに、中学校において「オンライン生徒会」を開催し、身の回りのテーマについて生徒同士が意見交換することにより、主体的に考え実践する行動につなげ、主権者教育の充実に図ってまいります。

さらに、家庭的に恵まれない子どもがしっかりと社会に巣立っていけるよう「滋賀ならではの地域養護」として、取組を推進するための協議会を創設するとともに、地域養護支援センターを県内2か所に設置し、児童養護施設退所者等を、地域で支援する仕組みを構築してまいります。

続いて、「自然が許す限りのつくる力の再強化」です。

経済もまた、コロナ禍により大きなダメージを受けております。

経済の復興に当たっては、リーマンショック時の反省から、世界的に「緑の復興（グリーンリカバリー）」や「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」のような持続可能で柔軟性のある復興が求められています。

県産業振興ビジョン2030の目指す姿である「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県の実現は、この考え方に合致するものと考え

ています。

このため、企業のSDGsにかかるビジネスを支援するとともに、多様な主体の共創により、オープンイノベーション・ビジネスマッチングを実施し、新技術・新製品開発、新ビジネスの展開を推進してまいります。

さらに、「実証実験のフィールド滋賀」として、IoT、AI、自動運転、ドローン、5G、CO2削減等の近未来技術等の社会実装の推進を図る中で、単に「元通りに戻す」のではなく、新しい価値の創造を促進してまいります。

観光振興については、非常に厳しい状況にある観光関連事業者への支援を継続して実施するとともに、ビワイチ、ビワイチ・プラスをはじめ、改めて注目されている本県の観光資源の再評価・再発見や、新しい時代に合わせたより安全で安心な滋賀らしいニューツーリズムの創出に取り組んでまいります。

また、農畜水産業においては、コロナ禍の拡大により、「地元で農畜水産物が生産されている安心」、「つながりの大切さ」、「滋賀の農山漁村が近くにあることの価値・魅力」といったことが改めて認識されました。

このため、「生活」と「生産」が距離的に近い特徴を持つ滋賀らしさを活かした新たな地産地消を推進するため、生産者等のICT活用力を高めて通信販売等のニーズに対応するとともに、直売所を拠点とする多様な担い手の確保や新たなサプライチェーンの構築など、多様な地元食材が購入できる機会をさらに増やすことで、地産地消を促進してまいります。

特に、琵琶湖漁業については、現役漁業者の6割が65歳以上となり、高齢化による漁業者の減少は避けられない現状にあります。

こうした中でも、琵琶湖漁業が継承されていくために、担い手と流通、それを支える漁業組織の充実と、水産資源を効率的に利用する漁業の仕組みを構築し、一人ひとりが精鋭となる「儲かる漁業」に転換してまいります。

来年度はそのための基礎作りの年と位置付け、担い手の確保と育成、琵琶湖漁業全体の販売力強化、漁獲情報一元化に向けた体制構築の3つを柱として、滋賀の水産業の強靱化対策に取り組んでまいります。

次に、重視する未来の三つ目は、「自然の未来」、びわ湖発の「グリーンリカバリー」について申し上げます。

ここでは、「しがCO2ネットゼロ」、「選ばれる滋賀」の2つの柱に沿って申し上げます。

まず、「しがCO2ネットゼロ」の推進です。

昨年1月に「しがCO2ネットゼロムーブメント」のキックオフ宣言を行い、普及啓発の取組を実施してきたところですが、この間、社会情勢は大きく変動いたしました。

菅首相が2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを表明されたほか、バイデン・アメリカ合衆国大統領がパリ協定復帰の大統領令に署名されるなど、今後、気候変動を取り巻く状況は大きく変わることになると考えています。

そのような中で、来年度は「しがCO2ネットゼロ」の実現に向けて、大きな一歩を踏み出してまいります。

まず、エネルギー政策と温暖化対策に取り組む組織を一本化するとともに、関連する条例や計画類の見直しを一斉に行うなど、CO2ネットゼロの実現に向けて、一体的に進めてまいります。

さらに、条例や計画類の見直しと並行して、CO2ネットゼロを実現するための施策に今年度から先行着手します。

具体的には、次世代エネルギーの切り札として期待される水素エネルギーや、革新的技術イノベーションを支えるESG投資、再生可能エネルギーの地産地消の枠組みとなる地域新電力などについて、県内企業や大学、試験研究機関等といった本県のポテンシャルを総動員し、プロジェクト組成・実施に向けた研究を進めてまいります。

また、吸収源対策等に関する新たな取組として、県内の森林整備などによって生み出されるCO2の排出削減・吸収量等を「びわ湖カーボンクレジット」として位置づけ、県民や事業者に対して利活用の普及啓発を行うとともに、民間企業との連携によるプロジェクト等も生み出しながら、このクレジットを活用したカーボンオフセット商品の開発を進めてまいります。

産業面においては、県産業振興ビジョン2030の目指す姿として「社会的課題をビジネスで解決し続ける県」を掲げている中、CO2ネットゼロの実現に向けた取組を成長の機会と捉え、創業から開発、実証実験、販路開拓まで段階的な支援策を展開するなど、企業の前向きなチャレンジを支援することにより、経済と環境の好循環を創造し、本県経済の発展につなげてまいります。

さらに、県においても、「環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス・滋賀）」の見直しを行うとともに、使用する電力を100%再生可能エネルギー由来とする「RE100」の取組を段階的に進めることとし、来年度は、その第一段階として、本庁舎における再エネ比率50%の電力調達を実現してまいります。

その他、施設面での省エネルギーの強化、公用車の脱ガソリン化等、県が率先して省エネや再エネの導入に取り組むことで、県民や事業者の取組を加速化し、技術・サービス・商品の開発によるビジネスチャンスの拡大に繋げ、「びわ湖発グリーンリカバリー」による「CO2ネットゼロと経済成長の両立」を目指してまいりたいと考えております。

今年は、7月1日を「びわ湖の日」と定めてから、40周年の節目の年となります。

昭和52年5月の大規模な淡水赤潮の発生を受け、展開された『石けん運動』を背景として、昭和55年7月1日に施行した「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」は、リンを含む家庭用合成洗剤の販売等の禁止、窒素やリンの工場排水規制を定めた、大変画期的な条例であり、その施行1周年を記念し、昭和56年に7月1日を「びわ湖の日」としたところでございます。

淡水赤潮については、県民や事業者等の皆様の努力により、平成22年以降発生はありませんが、在来魚介類の減少や水草の大量繁茂、外来動植物の侵入・定着といった生態系の課題などに加え、琵琶湖で全層循環が2年連続で未完了となったことや、プラスチックごみの問題が顕在化するなど、琵琶湖が抱える課題はますます複雑化、多様化しています。

こうした課題に対応するため、本年3月を目途に琵琶湖保全再生計画を改定するほか、多くの方々と琵琶湖版SDGsである「マザーレイクゴールズ」を作り上げ、多様な主体が参画できる新たな仕組みの構築に取り組んでまいります。

折しも、コロナ禍を経て、本県の豊かな自然環境や自然と共生する地域での暮らしの大切さが再評価されています。

「びわ湖の日」40周年を契機として、今一度、40年前にみんなで琵琶湖を守ろうと立ち上がった県民運動の原点に立ち返り、これからも人と琵琶湖とが寄り添い、生きていくために、行動するきっかけづくりを進めてまいります。

併せて、琵琶湖を取り巻く農山村地域では、担い手不足による農地や森林の荒廃により、本来の多面的機能の低下など、早急な対策が求められています。

そのような中、やまの価値や魅力を再評価し、県民の皆様の関心を高め、森林資源の活用、農山村のにぎわいの創出、ビジネス手法による社会課題の解決等、活性化に向けた取組を進めているところです。

特に、コロナ禍において求められる新しい生活様式について調査を行い、森林の空間や優位性を活かした森林サービスの産業化に向けた取組を行うなど、農山村における経済循環の創出を目指すことで、「やまの健康」を実現してまいります。

次に「選ばれる滋賀」についてです。

コロナ禍により、東京や大阪等、人口が集中する都市部から、「適度な疎」を享受できる地方へと、人々の意識が大きく変わりはじめてい

ます。

この時機を逃すことなく、豊かな自然や、恵まれた子育て環境の中での、滋賀の魅力ある暮らしぶりをしっかりとPRすることで、将来的な移住や県内各地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

具体的には、「本物の田舎体験」をしていただく滞在型のニューツーリズムや、都市部で暮らす女性をターゲットとした情報発信や多様なつながり、さらには住まいと農業の営みや地域活動などをセットにした居住体験を提供してまいります。

また、豊かな自然や文化財、大都市に隣接する優位性を活かし、地域活動等と連携した「ワーケーション」を推進するほか、移住促進にかかる市町への財政支援の拡充、仕事と暮らしの体験に農山村生活や漁業研修を組み合わせた移住体験の実施等、部局横断で魅力ある取組を進め、新しい時代に「選ばれる滋賀」を目指してまいります。

以上、3つの重視する未来について申し上げましたが、このコロナ禍において、その未来を支える土壌として、「デジタルによる変革」と「県民との対話」が大変重要になるものと考えております。

まず、1つ目の「新たな価値創造を実現するDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」です。

コロナ禍による「新たな日常」は、ICTが県民生活や経済活動の維持に必要不可欠な技術であることを改めて認識させる契機となり、行政をはじめ、これまでデジタル化が進まなかった領域においてもデジタル化の波が押し寄せています。

また、デジタル化・リモート化を最大限に活用することにより、個人・産業・社会といったあらゆるレベルにおいて変革が生まれ、新たな価値創造へとつながっていくことが求められています。

本県におけるDXを強力に推進するため、「デジタル社会推進本部」を立ち上げました。滋賀県におけるDX推進に関する方針を早期に策定し、計画的に行政のデジタル化を推進するとともに、産業・社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させることで、県民の暮らしを快適で豊かにする「社会全体のDX」の実現を目指してまいります。

また、産業面においては、企業の競争力強化や生産性向上につながるデジタル化を一層促進するため、デジタル技術を活用した新たなチャレンジを支援するなど、県内企業をつくる力を再強化し、本県経済の活性化につなげてまいります。

さらに、これら取組を支えるための、人材の育成、データ活用や連携、新たな生活様式の実践などに必要な基盤整備、人的・財政的負担の軽減に繋がる情報システムの標準化にも取り組んでまいります。

2つ目は、「県民との対話と可視化による県政の実現」です。

今回のコロナ禍において、高校生など若い世代から多くの声が寄せられました。若い世代の「自分たちのことを、自分たちで決めたい」という自治や自立の思いの発露を、私は頼もしく感じております。

こうした流れを加速し、次世代が考える、次世代の施策づくりにつなげるため、高校生を中心とした（仮称）次世代会議の場を作り、議論検討し、方向性を見出し、県政に生かしてまいります。

また、次の時代を見据え、滋賀県基本構想の実施計画を「しがの未

来の台本」と位置づけ、県民の皆様との「対話」を通して台本作りを進めていきたいと考えております。

こうした「対話」にあっては、日頃から県政に関心をお寄せいただいている方々だけでなく、無作為に選ばれた方々にもご参加いただけるタウンミーティングの開催や、市町に寄せられた声やソーシャルメディアにおける意見、さらにビッグデータから読み解いた「声なき声」も積極的に収集・分析・可視化し、県政に反映させていく取組を進めてまいります。

可視化した資料や反映後の施策等については、県民の皆様と情報共有し、更なるご意見をいただく広報サイクルを構築することで、応答性を備えた対話と共感による県政の実現を目指してまいります。

以上、主に一般会計に係る施策について、その概要を申し上げましたが、このほかに、特別会計は10会計で2,333億2,947万1千円、企業会計は5会計で1,323億1,760万円を計上しております。

私たちは、コロナ禍により、これまで当たり前だと思っていた「つながり」が分断され、そのことによって、これまで以上に、人とひと、人と社会、人と自然のつながりの大切さを再認識いたしました。

また、感染症の発生や拡大の要因の一つとも言われている気候変動を少しでも食い止め、今を生きる私たちのみならず、「未来を生きる」子どもたちの「いのち」と「暮らし」を思いやることの重要性を、県民の皆様と共有したいと思っております。

いまこそ、私たち自らと人々の幸せのために、私たちと琵琶湖や地球の未来のために、私たち子どもや孫、次世代のために、「未来を変え

る一步」を踏み出し、全ての人のいのちを守り、次の世代とともに生きる滋賀を作っていく、そのような思いを込めて、令和3年度の当初予算案を作りあげてまいりました。

より良き自治を追求し、本当の意味での「健康しが」を作るため、今後も基本構想に掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。是非一緒に頑張りましょう。

それでは、本定例会議に提出いたしております案件の概要についてご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第17号から議第31号までは、条例改正に関するものでございまして、

議第17号は、知事の附属機関に、新たに商工観光労働部PFI事業者選定委員会を設置するとともに、土木交通部指定管理者選定委員会において、都市公園法に定める公園施設の設置等予定者の選定等について審査するため、

議第18号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、職員の定数を改定するため、

議第19号は、職員の心身の健康維持などの観点から、夏季休暇の取得期間を拡大するため、

議第20号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 21 号は、県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の申出があった法人に対して、指定を行うため、

議第 22 号は、県立近代美術館の観覧料について、新たに年間観覧料を設けるとともに、食品衛生法等の一部改正に伴う必要な規定の整備等を行うため、

議第 23 号は、道路交通法の規定によるパーキング・チケットを廃止するため、

議第 24 号は、工業技術総合センターの機器導入に伴い、使用料の額を改定するため、

議第 25 号は、道路構造令の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、

議第 26 号は、道路法施行令の一部改正により、自動運行補助施設にかかる道路占用料の額について、指定区間内の一般国道について定められたことに伴い、県道についてもこれに準じて定めるため、

議第 27 号は、県営住宅の西神団地を廃止するため、

議第 28 号は、標準学級数の増減等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定するため、

議第 29 号は、国スポ・障スポ大会の延期に伴い、部活動の指導業務に従事した場合の教員特殊業務手当の特例にかかる対象期間の延長を行うため、

議第 30 号は、県立近代美術館の名称を「滋賀県立美術館」に変更す

るため、

議第 31 号は、警察官以外の警察職員の定数を改定するため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

議第 32 号から議第 39 号までは、その他の案件でございます。

議第 32 号から議第 35 号までは、契約の締結について、

議第 36 号は、契約変更について、

議第 37 号は、国の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることについて、

議第 38 号は、琵琶湖流域下水道湖南中部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて

議第 39 号は、包括外部監査契約の締結について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

議第 40 号は、一般会計の補正予算でございます。国の第 3 次補正予算に対応して、補正予算を編成するとともに、県立信楽学園およびむれやま荘の指定管理者の指定にかかる債務負担行為を計上しようとするものでございます。

内容といたしましては、歳入歳出予算の補正として、330 億 875 万 9 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 7,574 億 6,779 万 2 千円としようとするとともに、債務負担行為ならびに地方債にかかる補正を行おうとするものでございます。

議第 41 号から議第 44 号までは、その補正予算に関連する案件でございますまして、

議第 41 号は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのホストタウンにおける感染症対策の実施にあたり、新たに基金を造成するため、条例を制定しようとするもの、

議第 42 号は、不妊治療費助成の拡充にあたり、子育て支援対策臨時特例基金の設置目的を追加するとともに、基金の設置期限を延長するため、条例を改正しようとするもの、

議第 43 号および議第 44 号は、指定管理者の指定について議決を求めようとするものでございます。

以上でございます。長くなりました。お聞きいただきありがとうございます。何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。(了)